

日本体育大学大学院保健医療学研究科救急災害医療学専攻博士学位論文  
学位審査取扱要領第 20 条及び第 21 条に係る論文審査及び最終試験のアセスメント・ポリシー

1. 審査体制

博士論文の審査員の構成は、主査を 1 名、副査を 2 名以上、計 3 名以上とする。

2. 評価項目

- ① 保健医療学分野の国内外の研究動向の把握および実践における諸課題に基づいて、保健医療学分野における当該研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- ② 保健医療学分野の発展および実践に寄与する新知見が含まれていること。
- ③ 研究倫理を遵守するとともに、研究公正についての十分な知識に基づいていること。
- ④ 研究結果の信頼性が十分に検証され、考察が妥当であるとともに、結論が研究結果に基づき、その内容が保健医療学分野救急災害医療学専攻の博士論文に相応しいこと。
- ⑤ 論文は impact factor がある国際的学術雑誌に掲載、または掲載が許可されている論文 1 編以上と、副論文として国内外を問わず査読者付き学術雑誌に掲載または掲載が許可されている論文を 1 編以上有すること（ただし、上述の主論文及び副論文には、保健医療学研究科委員会においてこれらと同等と認められたものを含む）。

3. 評価基準

本学大学院保健医療学研究科博士課程のディプロマ・ポリシーを満たしたと判断された場合に学位（博士（救急災害医療学））を授与する。さらに大学院学則等の学内の諸規程に規定された要件を充足した上で、学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ最終試験で合格と判定されることが必要である。